

外国人

言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況も見られます。異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、外国人が安心していきいきと生活できる多文化共生社会を目指していくことが必要です。

広島県で暮らしている外国人

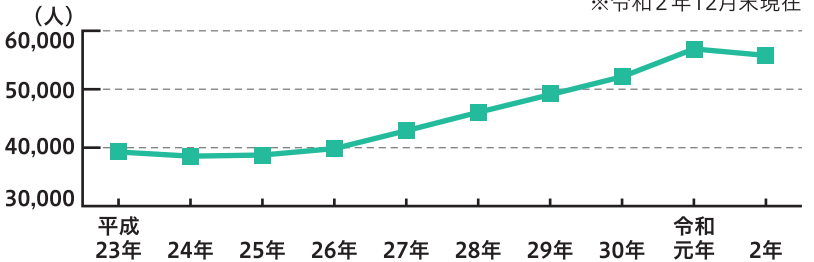
県内の在留外国人は、55,782人(令和2(2020)年12月末現在)で県人口の約2%に当たり、令和元(2019)年にピークに達したのち、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響等により微減となりましたが、5年前と比較すると約30%増加しています。

令和元(2019)年の新たな在留資格「特定技能」の創設により、外国人労働者をはじめとする外国人の増加は、今後とも継続することが見込まれます。国籍別では、最多となったベトナムに次いで、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなど多くの外国籍の人たちが暮らしています。

広島県に居住することとなった事情や歴史的経緯を知り、異なる文化、生活習慣、価値観などを尊重し合い、日常生活の中でどのような問題を抱えているかを理解することはとても大切なことです。

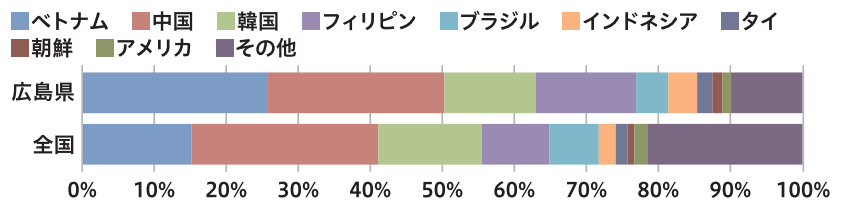
広島県内の在留外国人数の推移

出典：法務省「在留外国人統計」※令和2年12月末現在



在留外国人の国籍別割合

出典：法務省「在留外国人統計」※令和2年12月末現在



外国人を取り巻く人権問題への対応

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28(2016)年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成29(2017)年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

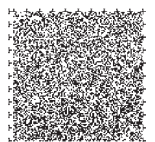
本県では、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行ってきました。

外国人が感じている「3つの壁」

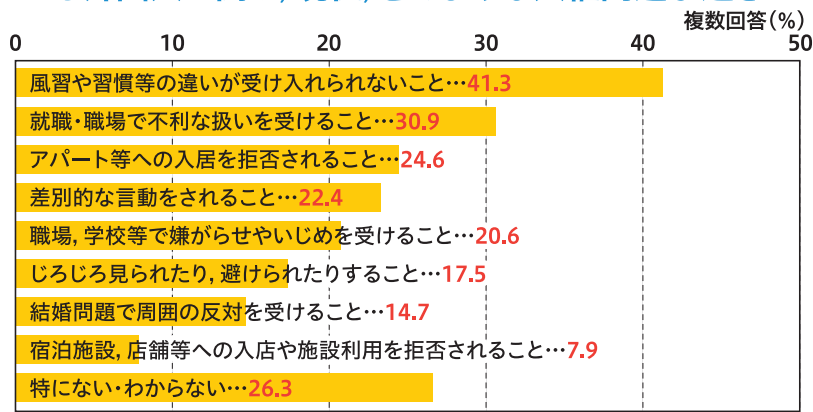
外国人が日本で生活していくには、次の「3つの壁」があるとされています。

- 言葉・文化の壁
- 制度の壁
- 心の壁

特に、見た目による先入観や偏見、あるいは価値観の違いに對する誤解などから「心の壁」が差別につながる場合があります。



●日本に居住している外国人に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29(2017)年)

進めよう「多文化共生の地域づくり」

本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を、引き続き行う必要があるほか、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、困った時に相談できる環境整備などを進めることが重要です。

「多文化共生社会を目指して」

外国人が地域社会へ積極的に参加することが、ひいては地域社会の活力と発展につながるのではないのでしょうか。

県では、本県に居住している外国人が、地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。

また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

同じ地域に暮らす私たち一人ひとりが、「心の壁」をなくし、身近なところから共に行動していきませんか。

◆広島県が設置している外国人相談窓口／公益財団法人ひろしま国際センター(HIC)

広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階

●電話番号／フリーダイヤル 0120-783-806 ※スマートフォン・携帯電話からも利用できます。(無料)

●対応言語／英語、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ネパール語

●一般相談／毎週月曜日～金曜日 10:00～19:00 毎週土曜日 9:30～18:00 (昼休み12:00～13:00)

(ただし、祝日及び12/28～1/4を除く)

暮らし全般に関する相談に対応、多言語による広島県内の情報提供、専門相談の予約受付

●専門家による相談／毎週木曜日・毎週土曜日 10:00～16:00(昼休み 12:00～13:00)

※時間は変わることがあります。ホームページを確認してください。

各市町にも
相談窓口が
あります。

相談内容

●在留資格(Visa):行政書士が対応 ●社会保険・労働条件:社会保険労務士が対応

●法律・人権:弁護士又は司法書士が対応(土曜日のみ)

※ホームページ <http://hiroshima-ic.or.jp/consult-jap.html>